

## 2024 年度愛知県食の安全・安心推進協議会

2024 年 8 月 9 日（金）

午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

愛知県庁本庁舎 正庁（6 階）

### 1 開 会

○ 大橋主査（生活衛生課）

ただ今から、2024 年度愛知県食の安全・安心推進協議会を開催させていただきます。当協議会は、愛知県食の安全・安心推進本部設置要領において設置が定められております。会議の開催にあたり、愛知県食の安全・安心推進本部本部員であります、愛知県保健医療局 長谷川局長から挨拶を申し上げます。

### 2 挨 拶

○ 長谷川保健医療局長

失礼いたします。会議の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、日頃のこの猛暑、また本日 39℃と大変高い気温の中、またお忙しいところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。ちょっと冒頭に、昨日地震が発生したということで、本日本庁においても本部会議が開催され、知事もメッセージを発出させていただいております。皆様におかれましても、日頃の備えをもう一度確認いただきまして、また各所属で御用意の BCP など、もう一度見直していただくなど、準備を備えていただけたらと思っております。また、被災に遭われました方々におきましては、心からお見舞いを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から食品安全行政の推進につきまして御理解、御協力賜っておりますことを御礼申し上げます。さて、本日の協議会でございますけれども、2003 年に愛知県における食の安全対策について、県民各会の意見、提言を受けて施策に反映させ、効率的かつ円滑に施策を推進するために設置された会議でございます。委員の皆様におかれましては、本県の食の安全・安心に関する取り組みに対して御意見、御提言を賜り、本協議会をより効果的なものとしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。本日の会議では、あいち食の安全・安心推進アクションプランに基づきまして策定した 2023 年度計画の進捗状況等について御説明させていただきます。また、それに対しまして御意見を賜る予定としております。どうぞよろしくごお願いいたします。合わせまして、食品衛生法の改正による食品営業許可取得の猶予期間の終了につきまして説明させていただく予定としております。

本県といたしましては、引き続き食の安全・安心の確保に向けて、関係各部署が一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御理解、御協力を賜りますことを重ねてごお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は何卒よろしくごお願い申し上げます。

○ 大橋主査（生活衛生課）

ありがとうございました。なお、当協議会につきましては、愛知県食の安全・安心推進協議会設置要領第七に基づき原則公開としております。それでは、会議に先立ちまして、協議会の委員の皆様方を御紹介

させていただくところでございますが、時間の都合上、お配りしております推進協議会委員名簿により紹介に代えさせていただきます。なお、愛知県食品産業振興協会会長 早川勝博様、愛知県農業協同組合中央会常務理事 村上光男様におかれましては、本日、御都合により欠席されております。また、愛知県青果物卸売市場協会副会長 高橋伸育様、愛知県消費者協会会長 吉田典子様におかれましては到着が遅れております。

次に推進本部幹事会を構成する各幹事を紹介させていただくところですが、こちらについても時間の都合上、お配りしております推進本部幹事会名簿により紹介に代えさせていただきます。

### 3 議 題

#### ○ 大橋主査（生活衛生課）

では、議題に移りたいと思います。小塚会長から御挨拶をいただきまして、引き続き議事の取り回しをお願いいたします。それでは、小塚会長よろしく申し上げます。

#### ○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

着座したまま御挨拶させていただきます。この愛知県食の安全・安心推進協議会は2003年にできたというお話でした。実は、この年には食品安全基本法という法律ができました。その背景には、BSEの発生、輸入食品の残留農薬の問題、大手食品会社の大規模食中毒事件、産地偽装事件など、いろいろな事件が起こったため、新たに食品安全委員会という組織を作ると共に、これまでの縦割り行政を解消するため、行政、一般消費者、それから事業者の方々との連絡を密に取り合って、食の安全・安心を推進していきましょうという目的がありました。そこで、愛知県でも、食の安全・安心推進アクションプランを年間計画で作成し、一般の事業者や消費者の方々の意見を集めて、食の安全安心を推進していくこととなりました。

しかし、それから20数年が経ちますが、食に関わる大きな事件はまだなくなることはありません。以前、愛知県の食中毒事件がどのぐらい発生しているのかを、東京や大阪の食中毒事件数と比較してみたところ、人口約600万人の愛知県では事件数が比較的少ないんですね。理由はよくわかりませんが、行政、民間、消費者の方々のコミュニケーションが上手くいっているのも一つかなと思った訳です。しかし、東京オリンピックを機にHACCPが導入されましたが、近年はコロナ明けで外食が盛んになり、食中毒事件も徐々に増えてきています。

そこで、今回、2023年度のあいち安全・安心推進アクションプランの結果と2024年度の目標について、委員の方々の御意見をお聞きしたいと思っております。率直な御意見や、提言をいただきまして、活発な協議としていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **（1）あいち食の安全・安心推進アクションプランの2023年度計画の進捗状況等について**

#### ○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

では、初めに議題「あいち食の安全・安心推進アクションプラン2023年度計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○ 大橋主査（生活衛生課）

資料3-1及び3-2に基づき説明。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

説明ありがとうございました。では、これに対して御質問等ございますでしょうか。

○ 池端委員（公募委員）

公募委員の池端です。まず、(アクションプランの)4番と18番に関連することで、アニサキスなんですけど、冷凍したり加熱したりすることによって防げるっていうのは、私たちはわかってるんですけど、もっと小学生とかのレベルで教育を進めたら良いのかなっていう風に思ってます。先ほどちょっと担当者に聞いたら、学校で教育をやっているかどうか、まだ確認されていないというような回答でした。それとですね、アイドルとかテレビとかを利用して、若者を中心にピーアールされるとどうかなという風に思います。例えば子どもの魚嫌いとか、トラウマになったりするので、そういったことは必要なのかなと思います。

それから、2つ目の提案として、1、5、7番に関連することで、カメムシの問題があるんですけど、いろんな対策があると思います。そこで、電撃殺虫器っていうのを私は提案したいんですけど。これは農家の方、やはり農作物にちょっとでもカメムシがくっついたら、商品価値がものすごく下がるということで、農薬をたくさん使ったりとかして。やはり私たちも農薬を使ってほしくないの。電撃殺虫器っていうのは、330nmの誘蛾灯を使って、その電気の力を使って、高圧でカメムシを撃退するっていうことなんですけど、撃退した後によく見たら、下に生き残ってるやつもたくさんいます。そういったことの対策として、100%効果を引き出すには、川の橋の下とかに電撃殺虫器を置いて、カメムシが川に落ちて水没して殺せるっていう。農家の方は多分わかっていると思うんですけど、畑に誘蛾灯をつけたら、その下のところに虫がいっぱい来て作物が全滅するんですね。やはりそういった畑とか川の近くに、川の流れているところの真上に電撃殺虫器を置いて、誘蛾灯を使って、電気で虫を殺して水没させるという、二重の効果で高い効果を出すべきじゃないかなという風に思います。

3番目にコロナ対策なんですけど、10、15番に関連することなんですけど、トイレットペーパーの三角折りの防止が徹底されてなくて。これはお金を使わなくてもすぐにできる対策ですよ。禁止すればすぐできる。なぜ三角折りが嫌かという、トイレの清掃業者さんが清掃で使った手でそのまま三角折りするんですね。そこが一番最初に使用者が触るところです。その時に手に傷があったりすると、そこから感染すると。お金をかけないですぐにできる対策なので、是非とも進めていただきたいと思います。

それから9、10、13番に関連したことで、小林製薬の紅麹。事故は大なり小なりどんな企業でも起きるんです。起きたとしても、それを隠すのか。故意にそれを隠したままの状態でも売り続けるのか。それは倫理的に問われなきゃいけないし、もしこれが軽い罪になったりすると本当に示しがつかないと思うんですよ。これはもう徹底していただきたいです。

それから5番目に日清食品の問題があります。カップヌードルが公正取引委員会の方から独占禁止法で再販売価格の拘束という形で言われてますけど、今、ラーメンって適正価格で売られてないんですよ。どこのスーパーに行っても安売りの対象になってたりします。販売店と製造業者だったら、販売店の方が強いんですよ。賃金の値上げ等を散々していても、なかなか価格に転嫁できない状況が実際にはあるんですかね。私は、これは犯罪とわかっていたと思いますけど、こういったことまでやって利益を出し

て、要は従業員の賃金をあげなきゃいけないとか、そういった状況の中でやっていたと思うんです。そういった意味で、日清食品の方は本当によくやられたと私は思います。

それから6番目として、南海トラフ巨大地震になった時に、電気や水道の中で水っていうのは一番大切だと思うんです。ガスとか電気はなくても、例えば自動車に乗らなくても生きていけるでしょう。でも、水がなかったら生きていけないんですよ。水っていうのは、空気の次に大切なものなんです。地震が起きてても減災できることが大切なので、地域の中でこういったところから食品が供給できるかということをおのりの方でもう一度見直していただきたい。世界的なレベルで言うと、世界の4分の1は安全な管理された水を使ってないんですよ。約22億人ぐらいが管理されてない水を使っていて、約1億1,500万人ぐらいは地表水を使っているという、本当に管理されていない状況であるわけですけど、これから砂漠化とか地球温暖化とかいろんなことがあって、水っていうのは本当に大切になってくると思うんです。そういった面で日本っていうのは水に恵まれています。水が石油よりも大切な世の中が来るかもしれないので、世界に供給できるような、そういった準備を愛知県の方で、食品衛生とか流通、水源とかを含めて整備していかなきゃいけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### <アニサキス問題について>

##### ○ 春田課長補佐（保健体育課）

教育委員会の保健体育課です。アニサキスというお話をいただきましたが、給食の関係ですと基本的に生で提供するということはございませんので、アニサキスの入ったものが給食に出るということはないかという風には思っております。食中毒の関係につきましては、こういった食べ物を食べる時には気をつけるんですよということを授業等で子どもたちに教えるということをしてしております。以上です。

##### ○ 大橋主査（生活衛生課）

特に小中学校向けでアニサキスのピンポイントの教育というのはやっていない状態ではあるんですけども、小中学生が参加するようなイベントは開催しておりますので、そういう機会を捉えて、アニサキスやその他の食中毒も含めて、予防啓発を行っていきたいと思っております。

#### <カメムシ問題について>

##### ○ 福井担当課長（農政課）

カメムシにつきましては、昨年からかなり被害が出ているということで問題になっております。今年は特にイネカメムシが水田でたくさん出ておまして、これからちょうど出穂期という時に、カメムシが加害すると品質が下がってしまったりとか、そういうものに対して、やはり農家さんは商品価値がなくなってしまうということで、農薬の散布を行っています。先ほどお話があった誘蛾灯を夜間にやるということをしている場所もあります。ただですね、誘蛾灯をやるとやはり集めてしまうということがあるので、個人の方でやるというのはなかなか難しいかなとは思っております。ただ、お話があったように、カメムシが電気に当たって転げて下に落ちても生きているというのは確かにありますので、御意見は参考にさせていただきたいかなと思います。ただ、川の上は公的なところなものですから、そういうところに誘蛾灯をぶら下げるのはなかなか難しいかなと考えております。以上でございます。

<トイレトペーパーの三角折りについて>

○ 大橋主査（生活衛生課）

トイレトペーパーの三角折りにつきましては、確か昨年度の協議会の方でも御意見いただいていたかと思うんですけれども、便に入っているノロウィルス等がトイレトペーパーを貫通して手に付いてしまうというようなこともありますので、トイレトペーパーを三角に折るところを指導するよりは、トイレを使った後にしっかり手を洗うっていうところを徹底して私どもの方では指導していきたいという風に思っているところです。

<機能性表示食品（紅麹）に係る問題について>

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

4つ目は、今、問題になっています紅麹の機能性表示食品問題について、これは御提言でよろしいでしょうか。

○ 池端委員（公募委員）

はい。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

今、政府の方でも機能性表示食品の問題について見直しがされようとしております。営業停止や営業禁止という処分や、健康食品を利用している方々の健康被害を診察した医師からの迅速な情報の提供など、機能性表示食品制度の見直しが行われると良いかなと思います。

<日清食品の販売価格に係る問題について>

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

5番目は日清食品の販売価格の問題ですが、これは御意見でよろしいですか。

○ 池端委員（公募委員）

はい。今、家電量販店とかでこれ以上価格交渉しても価格は一定ですよ、どこの店でも一緒ですよという商品が出ていますよね。今、ちょっと話したいのは、ノンプライス商品っていうものを御存知ですかね。要はお店の方で価格をいくらにしても良いですよっていうものをノンプライス商品っていうんですけど。対して、もうこの価格一定ですよと、どこのお店で買っても最初から一緒なんだと、これ以上減額しないんだと、要はこの商品についてはこの価格で販売することによって適当な対価を中小企業も大企業もみんないただけるんだと、これだけ設定しても後から割引してくれとかいろいろ言われると、本当に適当な対価っていうのは望めないんですね。そういった意味で、電化製品のように、これ以上どこの店に行っても同じなんだっていう商品を作るべきだと思うし、法律は今の時代に合っていないんじゃないかなという風に思います。

<南海トラフ巨大地震発生時の水の供給に係る問題について>

○ 大橋主査（生活衛生課）

清涼飲料水としての水ということであれば、生活衛生課が所管という形になるかと思うんですけども、その他の上下水道等を含めてということになると、今回の幹事の中には入っていない課が担当になってしまうものですから、今いただいた意見を担当課の方にお伝えさせていただきたいと思います。

○ 池端委員（公募委員）

愛知県庁の中でも、このことについてはこの課がやりますよという縄張り意識とかがあると思うんですよ。協働ということをお聞きですかね。枠を超えて一緒にやってみましょうよとか、今までこの課はこういうことをやってなかったんですけど、この課と一緒にタイアップして、要は1+1が2じゃなくて、3にも4にもなるかもしれません。お互いの強みを生かして、もっと良い県の食の安全・安心を作っていきましょうよと、そういった方向に進んでいかないものかなという風に思いますので、そういったことも愛知県庁の方で今後考えていくべきではないかなと私は思っています。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

御提言ありがとうございます。その他に各委員から、何でも結構ですので、御意見がありましたらお願いしたいです。

○ 平児副会長（名城大学准教授）

名城大学 平児と申します。先ほどのことの中でカメムシ対策について少し追加で提案したいんですが、誘蛾灯の件ですね、川の上に置いた場合にはちょっと取り決めがあって難しいよという話だったんですが、例えば路上の端っこに置いた時に、下に水盤とかトラップを置いておいて、水没・溺死させるっていうやり方であれば、ある程度可能かなという気がします。そうすれば、GAPの視点から見ても少なくともこれはマイナスにはならないかなという気がします。ただ、誘蛾灯に当たってからどれぐらいのところまで落ちるかっていうのは、例えば普及センターなんかで実証していただいて、普及させていただくということも必要かなと思いますので、もし可能であればご検討ください。以上です。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

はい、御提言ありがとうございました。他の委員の方々、御質問、御意見等ありませんでしょうか。

○ 大橋委員（中日新聞編集局生活部長）

中日新聞の大橋と言います。全体のこの計画を見ると、評価Aとかで、多岐に渡る調査ですとか、愛知県がやっという成果だと思えます。

その中で（アクションプランの）9番ですね、HACCPに基づいた衛生管理の支援というものがありました。先ほど目標数値の変更も検討されるということでしたけれども、希望者が少ないということは、携わっている方の意識が、まだその重要性まで考えが至っていないのかなということがありますので、営業者の方がどういう風にやっていったら良いのかというPRをもう少しされていくのが良いかなと思います。先日も横浜でウナギ弁当の食中毒がありました。手袋をしてないとか手を洗っていないという基本的なところが原因だという話が出てまして、そんなもんだという気がしました。そういったところを徹底してもらうために、意識を変えてもらわなきゃいけないでしょう。それは難しいことではあり

ますが、ここに焦点を当てたような考えになっているかなと思いました。

あと先ほども出ましたけれど、小林製菓の紅麴サプリの問題ですけれども、話が出てきたのが年度末だったと思うので、多分ここには入っていないと思うんですが、紅麴問題の対応というのは、このアクションプランで言うとうとういったことをやってらっしゃるのかお伺いしたいなと思いました。

#### ○ 則竹委員（食品衛生協会会長）

食品衛生協会の会長をしております則竹でございます。私どもの行う食品衛生責任者養成講習会、若干少ないと思いますが、食品衛生責任者の講習を受けないことには新規の営業ができないっていうのはまずありまして、ただ、1施設1人で十分という、それが数を増やすことにある程度障害があるのではないかなということは思っています。

ただ、我々は指導員というステップがあります。食品衛生に関しては、指導員という資格を取って、そして我々の会員である人のところに指導員の講習という形で現地へ訪問して、指導するというのがあります。HACCPに則った衛生管理は、案外現場の方ではなかなかやっただけでない事業者が多々見受けられます。我々の方としては、プラスアルファのHACCPの検証ができる指導員を、人数を増員して、我々の会のメンバーの皆さんのもとに、愛知県の食の安全・安心を守ることを指導していきたいと思えます。（HACCPに則った衛生管理を）全部通してやるのは当たり前だし、誰でも当たり前のことなんですけど、忙しい時と暇な時にギャップがかなり出てくることもあります。やはり指導員にも従事者の衛生管理を、仲間同士とか同業同士でお互いに支え合って高めて、行政の指導をいただきながら、そういったことに力を入れていきたい。そういった指導員の増員を各支部へ通達したばかりでありまして、指導員も高齢化になってますので、若い世代にも指導員をやっただけできるよう邁進している最中です。よろしくをお願いします。

#### ○ 坪内課長補佐（生活衛生課）

では事務局の方から紅麴サプリメントの関係の説明をさせていただきます。担当は、機能性表示食品ということで健康食品でありますので、生活衛生課の担当になっております。先ほど会長さんの方からお話がありましたとおり、今、制度の見直し等が図られているところでありまして、小林製菓の事案を踏まえて、ちょうど制度改正が行われているところでございます。1つ目は食品表示法に規定する食品表示基準の改正、2つ目は食品衛生法施行規則の改正、この2つの制度の見直しによって行っているところでございます。このうち、もうすぐなんですけど、令和6年9月1日施行予定のものが大きく3つありまして、まず見直し項目の1つ目が、健康被害情報の収集体制と医師の診断による健康被害情報の保健所等への提供というもので、今までは努力義務だったところが、速やかに都道府県知事等に提供することということが定められております。食品衛生法施行規則の改正だけではなく、食品表示法の方におきましても、医師の診断による健康被害情報を保健所に提供し、消費者庁にも提供することということが、今回、盛り込まれております。2つ目は、いわゆるサプリメント形状の加工食品につきまして、これまで適正製造規範、いわゆるGMPに基づく管理は推奨というところに留まっておりましたが、やらなければいけない順守事項となっております。届出者は一度消費者庁に届け出れば、その後は何もしなくて良いということではなくて、届け出た後に、順守事項をしっかりとやっていますよということを、届けた1年後に自己評価をして消費者庁に報告します。その後、また1年経ったら、必ず報告をしていきなさいよって

いう、1回出したら終わりではなく、継続的に報告していきなさいという形に変わっております。3つ目は、届出情報の表示方法の見直しです。今現在の表示の方法ですと、医薬品なのか特定保健用食品なのかわからなくなってしまうところがあるので、容器包装の使用面の決められた上部に機能性表示食品の文字を枠で囲んで表示するようにしましょうといったような、主に3つの見直しの制度が、今、進んでいるところでございます。

### 3 報 告

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

次に、次第3の報告事項に参りたいと思います。「食品衛生法改正に伴う新許可業種の経過措置期間の終了について」事務局から説明をお願いいたします。

○ 大橋主査（生活衛生課）

資料4に基づき説明。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

御説明ありがとうございました。これに対して、御質問、御意見等ありますでしょうか。では、質問等も出尽くしたようですので、次に移りたいと思います。

### 4 そ の 他

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

4のその他になります。事務局から何かありますでしょうか。

○ 大橋主査（生活衛生課）

事務局からは特にございません。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

では各委員の方から、その他、意見等ございますでしょうか。

それではですね、私、最後に協議会会長としまして御礼とお願いを申し上げます。

### 5 閉 会

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

協議会各委員におかれましては、大変お忙しい中、協議会に御出席いただきまして、数々の有益な御意見、御提言をいただきました。誠に厚く御礼を申し上げます。県におきましては、本日各委員から出されました御意見、御提言を踏まえ、適宜今後の取り組みに反映していただくようお願いをいたします。また、引き続きアクションプランに沿って取り組みの実行に努め、食の安全の確保を図っていただくとともに、県が様々な取り組みを展開していることを県民に広く周知し、安心につなげていただきたいと思います。

副会長から何か御意見があったらどうぞ。



○ 平児副会長（名城大学准教授）

本日は暑い中お疲れ様でございました。

アニサキスの話が出てたんですけど、ずっとアニサキスの話が頭の中を回っておりまして、少しだけですね、感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

先ほどの話で、アニサキスの話が非常にセンセーショナルな形で伝わってしまって、子どもが非常に怯えてしまっているというところが問題になっていたかと思います。私の専攻は農業経済学なんですけれども、農業経済に限ったことじゃなく、社会学全般によく使われる概念の1つに情報の非対称性、対義語として対称性、若しくは情報の不完全性、対義語として完全性というものがあります。似たような概念なんですけど、どういうものかと申しますと、こっちとこっちがと合えば対象です。全く狂いがなければ対象です。似てるんだけど若干違ってるよねっていう場合は、不完全ということになります。これを食の安全・安心であるとか、それに関わるいろんな情報の発出というところに置き換えて考えてみますと、例えば情報の出し手は、こういうことで非常に重要だから、ここについてこういう風にしましょうということで、啓蒙も含めて情報を出すわけですが、片や聞き手はそれを上手く捉えているかっていうところで、なかなか疑わしいことが、これまでも多々あったかと思います。例えば、間違えて捉えてしまったという部分もありますし、重要な部分が抜け落ちてしまったり、逆に誤った情報と捉えられてしまって、ある部分だけが一人歩きしてしまうというようなところもあります。そうすると、如何にして情報を上手に正しく出していくかというところが非常に重要な鍵になるかなという風に考えております。

今回は会議の中でいろいろな方々の話を伺いながら、各部局の様々な取り組みを聞かせていただきました。今後とも引き続きその辺りを教えていただきながら、答えをいただければと思います。本日はありがとうございました。

○ 小塚会長（至学館大学名誉教授）

副会長、ありがとうございました。本日は、資料としてあいち食の安全・安心アクションプランの取り組みに関するわかりやすいパンフレットも作っていただきました。これを見ますと愛知県の食の安全・安心推進体制の柱がわかりやすく説明されています。これを見ていただき、食の安全・安心は、1つ目の食品事業者の方々の食の安全管理体制、2つ目の行政の効率的かつ効果的な監視や検査、3つ目の食の安全に向けた消費者教育を柱とした食の信頼確保が基本となっていることを再認識していただきたいと思います。今回もリスクコミュニケーションの一環として、このような会議が開かれ、活発な御意見や御提言をいただき、本当にありがとうございました。

では事務局にお返しします。

○ 大橋主査（生活衛生課）

はい。小塚会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、今後とも県の食の安全・安心推進事業に御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。また、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただきまして、県のWebページ上で公開することにしておりますので、事務局から連絡があった場合には御協力ください。では、これもちまして、2024年度愛知県食の安全・安心推進協議会を終了させていただきます。なお、今後も猛暑日が続くこと

が予想されております。食品衛生とともに熱中症にも十分注意してお過ごしいただければと思います。  
本日はお忙しい中、ありがとうございました。